

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響

研究分担者 藤井麻由 北海道教育大学教育学部講師

研究分担者 渡辺久里子 神奈川大学経済学部助教

研究要旨

本研究では、厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データを用いて、遺族年金受給額が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響について分析する。具体的には、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算制度により、夫死亡時の妻の年齢40歳という閾値で、遺族年金受給額が不連続に増加することを利用し、回帰不連続デザインによる因果的効果の識別を試みた。その結果、遺族年金受給額の増加が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の2点である。第一に、少なくとも中高齢寡婦加算による遺族年金受給額の増加が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている因果的効果について、十分に検証できたとは言い難い。しかし、現役の死別女性においても貧困率が高いことが指摘されているため、遺族年金改革の議論は、遺族年金の防貧機能や所得保障機能を確認したうえで行われることが重要である。

A. 研究目的

本研究の目的は、遺族年金受給額が受給者の就労行動および経済状況に及ぼす影響について分析することである。近年、遺族年金については、女性の労働参加や家族形態の

等の社会経済状況の変化を受けて、諸外国でその制度設計の見直しが進められている。こうした政策動向を背景に、国外では、遺族年金が受給者の就労行動や経済状況にどのような影響を及ぼすかについて、大規模な行政デー

タを用いた実証的な研究が蓄積されはじめて
いる。

日本においても、遺族年金の改革は、重要な政策課題になっている。しかしながら、諸外国における研究の蓄積と比べ、主にデータの制約から、日本の遺族年金に関する実証的研究は限定的である。そこで今回は、厚生労働省「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」の個票データを用いて、この課題へのアプローチを試みる。特に、(1) 遺族年金受給額が遺族配偶者の就労行動に与える影響だけでなく、彼らの世帯収入や消費支出等の経済状況に及ぼす影響についても分析することにより、遺族年金が遺族配偶者の経済厚生維持という本来の保険としての機能を果たしているか否かも検証する点、(2) 中高齢寡婦加算制度を利用して、遺族年金受給額の因果的効果の識別を図る点に特徴がある。

B. 研究方法

使用データは、厚生労働省が実施した「年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)令和3年」のクロスセクションの個票データである。

分析にあたっては、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算制度による回帰不連続デザイン(regression discontinuity design。以下「RDD」という。)を利用した。具体的には、中高齢寡婦加算の支給条件から、夫が厚生年金保険の被保険者であり、その夫の死亡時に18歳未満

の子どもがいなかったケースに着目するならば、夫死亡時の妻の年齢40歳を閾値として、受給できる遺族年金額が中高齢寡婦加算分だけ不連続に増加することを利用し、夫死亡時の年齢が40歳をわずかに下回ったグループ(中高齢寡婦加算無グループ)と40歳あるいはそれをわずかに上回ったグループ(中高齢寡婦加算有グループ)の就労行動や経済状況を比較することで、遺族年金の因果的効果を推定した。

分析に使用したサンプルは、女性で、調査時点で厚生年金のみを受給していて基礎年金歴がない個人に限定した。この2つの制約を課すことにより、夫死亡時の本人(=妻)の年齢40歳を閾値として中高齢寡婦加算の有無が決まるサンプルとなるため、上述したRDDの枠組みを利用することが可能となる。さらに、夫死亡時の本人(=妻)の年齢が30歳以上50歳未満、遺族年金受給開始から1年以上経過しており、調査時点において単身世帯であった個人に限定し、最終的なサンプル数は1,271となった。

就労行動に関する分析では、アウトカムの変数として、調査時点での受給者の就業の有無、正規就業の有無、前年の就労収入、週労働時間を採用した。また、経済状況に関する分析では、アウトカムの変数として、前年の世帯収入、前年の世帯支出の月平均、世帯貯蓄を使用した。最後に、共変数群としては、受給者の最終学歴および年金受給前の就業状

況、年金受給前の週労働時間を用いる。なお、就労収入、週労働時間、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄、年金受給前の週労働時間については、階級値で尋ねているため、各階級の中央値に置き換えて連続変数のように扱う。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

C. 研究結果

RDD による因果的効果の推定結果から、就労行動については、就労率、正規就労率、就労収入、週労働時間のいずれに対しても、遺族年金受給額の影響は観察されなかった。また、経済状況については、世帯収入、世帯支出、世帯貯蓄のいずれでみても、遺族年金受給額の増加による改善は見られなかった。したがって、今回の分析では、遺族年金受給額が受給者の就労行動や経済状況に大きな影響を与えていることは確認できなかった。

以上の結果は、年金受給前に被用者以外で就労していたサンプル(自営業等)を除いても、年金受給前に就労・非就労だったサンプルに分けても、最終学歴が大学・大学院以外のサンプルだけを用いても、遺族年金の受給期間が5年以下とそれ以上のサンプルに分けても変わらない。

D. 考察

日本の遺族年金は、裁定後、受給者の収入によって支給が打ち切られる、あるいは減額されることはない。そのため、例えば在職老齢年金や児童扶養手当のように、代替効果を通じて就労インセンティブを阻害するような制度設計とはなっていないが、今回の分析結果では、所得効果も観察されなかった。さらに、中高齢寡婦加算が受給世帯の経済状況を改善する効果も見いだすことはできなかった。

今回の分析で遺族年金受給額の因果的効果が確認されなかった要因としては、就労収入や経済状況などの重要なアウトカムの情報が階級値でしか分からなかったことが挙げられる。そのため、実際には遺族年金受給額の因果的効果があるにもかかわらず、検出できなかった可能性がある。また、サンプル制約やRDDの性質上、今回の結果を、遺族年金受給者全体に当てはまるものとして一般化することはできない。

以上のような限界はあるが、就労率や正規就労率に対して遺族年金の影響が観察されなかったことは意味を持つだろう。これは、子どものいない単身の遺族女性の就労状況は、40歳前後において、遺族年金受給額に大きく左右されないこと意味する。この結果は、仮に中高齢寡婦加算をなくす、あるいは年齢要件を引き上げるという見直しをしても、少なくとも受給者の就労に対する正の影響は限定的である。つまり就労が大幅に促進される可能性は低い

ことを示唆している。

E. 結論

今回の分析結果から指摘し得る点は、以下の2点である。第一に、中高齢寡婦加算が受給者の就労に大きな負の影響を与えている可能性は低い。したがって、中高齢寡婦加算について見直しの議論が行われるのであれば、未婚者との公平性等、就労促進以外の論点がより重要になるであろう。

第二に、遺族年金が受給者の経済厚生に与えている影響について、今回は経済状況を表す変数がすべて階級値となっていたため、十分に検証できたとは言い難く、さらなる研究が必要である。中高齢寡婦加算を受給している世帯は、被保護率も相対的に低くなっているものの、四方・渡辺(2022)によれば、現役の死別女性は未婚女性と比べても貧困率は高い。したがって、遺族年金改革の議論は、遺族年金が受給者の経済厚生に与える因果的効果を把握し、その防貧機能を確認したうえで行われることが重要である。

参考文献:

四方理人・渡辺久里子. (2023). 離死別女性の貧困と公的年金制度. *社会政策学会誌*, 近刊

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

・「中高齢寡婦加算が遺族年金受給者の就労行動・経済状況に及ぼす影響」日本経済政策会第80回全国大会(於: 中央大学, 令和5年5月21日)

・“How does survivors pension affect women's labor supply and standard of living?” The 19th Annual Conference of the EASP (September 2023 in Sydney)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし